

社会福祉法人に精通しているので ココが違います!

ココが
違う!

1

実際に他の行政地区にて指導監査の指導員を受託している社会福祉法人会計に強い公認会計士が対応。

弊社の公認会計士は他の行政監査の指導員もっており、会計に関してどのような観点で法人の指導監査が行われているかを熟知しております。もちろん、指導監査対応のみが本来の目的ではなく、適切な法人運営の体制づくりが最終目標ですが、それを闇雲に行うのではなく、行政の意図に即した形で行うことで無駄なく、効率的に社内体制を整備することが可能となります。

ココが
違う!

2

様々な側面からみた社会福祉法人のサポートが可能。

弊社の公認会計士は会計顧問という立場だけでなく理事、評議員、会計監査人、行政の指導監査員、と様々な側面から社会福祉法人に関与しております。一方的な目線だけでなく、あらゆる側面を考慮したアドバイスを行うことでみなさまにとって最適なサポートを提供できるのです。



ココが
違う!

3

複数の社会福祉法人との顧問契約実績がある。

実際に業務を行っている、他社ではどこまで進んでいるのか、どういふ面で苦労しているのかという情報が不可欠になってきます。そのような声を複数の社会福祉法人様から聞いていることにより、自分だけ取り残されることのないよう改正論点等のサポートを行います。(もちろん、守秘義務は遵守いたします。)



ココが
違う!

4

弊社の提携弁護士との連携により効果的かつスピーディーに問題解決が可能。

契約を1つ行うにしても、会計の問題と法務の問題が絡み合っているということは多々あります。また、体制づくりの一環として規程を新たに作成する場合においても、法律の専門家のアドバイスが有用になってくるケースも考えられます。そこで弊社では社会福祉法人に関与している提携弁護士と連携してサポートすることでより効果的かつスピーディーなサービスが可能となります。



税務・経理のプロフェッショナル

税理士法人 はるか 春田公認会計士事務所

お問い合わせ お気軽にどうぞ!

0120-930-999

TEL : 06-6343-1002

FAX : 06-6343-1018

営業時間 平日 9:00~17:30

お見積
無料

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号-2303 (2)

大阪駅前第三ビル23階3(2)号室

<http://harukatax.com/>

E-mail : kikukawa@harukatax.com

(社会福祉法人のための
会計税務サポート)

乗りきる!

指導監査を

税務・経理のプロと共に

税務・経理のプロフェッショナル

税理士法人 はるか
春田公認会計士事務所

このような現状の社会福祉法人様、弊社にご相談ください。

ケース 1 の場合 収益規模が 30億円以上 である。	ケース 2 の場合 収益規模が 10億円以上 である。	ケース 3 の場合 経理事務が 後回しになっている。 タイムリーに月次決算が できていない。	ケース 4 の場合 指導監査で毎回、 指摘を受けている。 自社の財務内容について あまり把握できて いない。	ケース 5 の場合 収益事業を 行っている。 または課税売上が 1,000万円以上で ある。	ケース 6 の場合 社会福祉 充実残額が 発生している。
---	---	---	--	--	--

社会福祉法人に精通した 貴法人にとって最適なサポート!

お見積
無料

上記ケース	業務名	サービス	サービス内容	金額
3・4	記帳代行 業務	月次処理	証憑類をお送りいただき、弊社にて記帳を行い、月次試算表を作成致します。作業を外注に出すことで、成果物の完成が期日通りに行えます。	30,000円~/月
		決算時処理(計算書類作成)	資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、注記表、財産目録、附属明細表を作成致します。	200,000円~/年
1・2・3・4	会計顧問 業務	月次チェック	月次の試算表、元帳のチェックを行い、修正箇所の報告を行います。決算書は経費削減や経営意思決定に資する上でとても有用なツールとなります。	20,000円~/月
		決算チェック	資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、注記表、財産目録、附属明細表のチェックを行います。	100,000円~/年
		内部監査	法人内の会計業務が関係法令及び経理規程に従い、行われていることをチェックします。	500,000円~/年
1・2・3・4	内部統制 向上支援 業務	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を行い実施報告書を提出いたします。	500,000円~/年
		財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を行い実施報告書を提出いたします。	200,000円~/年
1・2	法定監査 業務	法定監査	一定規模以上の社会福祉法人については公認会計士又は監査法人の監査が義務付けられます。社会福祉法人の監査経験のある公認会計士により法定監査業務を実施します。	1,500,000円~
5	税務申告 業務	法人税申告(収益事業)	収益事業を行っている場合には法人税の申告が必要となります。納税義務の有無のチェックのみでもお気軽にお問い合わせ下さい。	200,000円~/年
		消費税申告	課税売上が一定以上ある場合には消費税の申告が必要となります。	200,000円~/年
6	社会福祉 充実計画 関連業務	社会福祉充実残高の計算	H29年3月期より作成が義務付けられることとなった「社会福祉充実残高」の計算を行います。	200,000円~/年
		社会福祉充実計画の作成	上記、社会福祉充実残高が発生した場合に必要な「社会福祉充実計画」の作成を行います。(将来の計画を含むものですので、貴社と協力しながら作成する形となります。)	200,000円~/年
		社会福祉充実計画の承認	「社会福祉充実計画」を行政に提出する際には公認会計士又は税理士の承認が必要とされています。(なお、上記「社会福祉充実計画」の作成を発注いただいた場合は無料とさせていただきます。)	50,000円~/年

上記の他、会計セミナーや会計ソフトの導入支援業務も実施しております。

※上記料金体系は一応の目安であり、法人の規模、内部統制の程度によって金額は異なります。予めご了承下さい。

みなさまを悩ませる指導監査について、
 我々と共に社会福祉法人としてので
 あるべき体制づくりを行い、
**ストレスなく
 法人運営に
 集中しませんか？**
 「外部の眼」を導入して、
 法人の問題点を見える化することで
 業務改善のアドバイスを致します。

その結果、職員の残業時間削減や新規サービスの検討等も可能となります。面談により貴社の実態に即した最適な会計サポートサービスをご提案させていただきます。

こんな
法人様に
最適

- 社会福祉法人をとりまく制度、法令の変化が激しくやるべきことの全体像が掴めない。
- 行政の指導監査で毎回指摘事項を受けたり、顧問会計士を付けるように勧められている。
- 会計を把握している方が実質1名で、その方にもしものことがあったときに迅速に対応できない。
- 会計をしていた職員がやめてしまった。新規採用をするかどうか迷っている。